

農林省設置法案

696

農林省設置法目次

- 第一章 總則（第一條～第四條）
- 第二章 本省（第五條～第十五條）
- 第一節 内部部局（第五條～第十二條）
- 第二節 附屬機關（第十三條～第三十五條）
- 第三節 地方支分部局（第三十六條～第四十五條）
- 第一款 農地事務局（第三十七條～第四十一條）
- 第二款 資糧調整事務所（第四十二條～第四十三條）
- 第三款 作物報告事務所（第四十四條～第四十五條）
- 第三章 外局（第四十六條～第七十四條）
- 第一節 食糧厅（第四十七條～第五十八條）
- 第一款 總則（第4十七條～第4十八條）
- 第二款 内部部局（第四十九條～第五十三條）
- 第三款 附屬機關（第五十四條～第五十五條）
- 第四款 地方支分部局（第五十六條～第五十八條）
- 第二節 林野厅（第五十九條～第七十三條）
- 第一款 總則（第五十九條～第六十條）
- 第二款 内部部局（第六十一條～第六十四條）
- 第三款 附屬機關（第六十五條～第六十六條）
- 第四款 地方支分部局（第六十七條～第七十三條）

第三章 水産庁（第七十四條）
第四章 職員（第七十五條—第七十六條）
第五章 公園（第七十七條）
附則（第七十八條—七十九條）

内一

農林省設置法

第一章 總則

（この法律の目的）

第一條 この法律は、農林省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めることともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

第二條 國家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三條第二項の規定に基いて、農林省を設置する。

2 農林省の長は、農林大臣とする。

（農林省の任務）

第三條 農林省は、農林畜水産業の改良発達及び農山漁業の福祉の増進を図り、以て國民經濟の興隆に寄與することを目的として左に掲げる行政事務及び事業を一體的に遂行する責任を負う政府機関とする。

一 農林畜水産物、飲食料品へ酒類を除く。以下同じ。）、油脂及び農林畜水産業専用物品へ炭酸カルシウム以外の化学肥料、農機具、燃細網、漁船及び漁船用機関を除く。）の生産の増進を図ること。

二 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品の流通消費を規制すること。

三 農林畜水産物、飲食料品、油脂及び農林畜水産業専用物品へ漁船及び漁船用機関を除く。）の検査並びに漁船及び漁船用機関の依頼検査を行ふこと。

四 農林畜水産業に関する試験研究を実施し、指導し、及びその普及を図ること。

- 外二
- 五 畜林畜水産業及び農山漁業に関する調査を行い、及び統計を作成すること。
 六 農山漁業の生活の改善を図り社会的経済的地位の向上を図ること。
 七 土地改良事業を行うこと。
 八 農業失業再保険事業、漁船再保険事業及び森林火災保険事業を行うこと。
 九 国有林野事業を行うこと。
 十 国營競馬事業を行い、及び地方競馬を監督すること。
 一 軍林省の権限。
 二 農林省の権限。
 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
 四 所掌事務遂行に直接必要な事務用資材、事務用器、研究用資材等を調達すること。
 五 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な契約をすること。
 六 収入金を徵収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
 七 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。
 八 職員に賃與する宿舎を設置し、及び管理すること。
 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を颁布し、又は刊行すること。
 十 所掌事務の監査を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
 十二 農林省の公印を押すと認定すること。
 十三 所掌事務に係る物資の割當又は配給を行うこと。
 十四 所掌事務に係る供給の特に不足する物資の使用を制限し又は禁止すること及びその生産へ加工及び修理を含む。」出荷若しくは移動又は工事の施行を余すこと。
 十五 所掌事務に係る物資の生産へ加工及び修理を含む。」出荷若しくは移動又は工事の施行を制限し又は禁止すること。
 十六 所掌事務に係る供給の特に不足する物資又は遊休設備の譲渡、引渡又は貸與を命ずること。
 十七 農業協同組合、農林中央金庫その他所掌事務に係る團体につき許可及び認可を与えること。
 十八 所掌事務に係る事業の再建整備計画につき認可を与えること。
 十九 中央卸売市場につき認可を与えること。
 二十 所掌事務に係る輸出品の等級及びその標準を定め、又は指定輸出品の最低標準及び包装條件を定めて、これらの検査を行うこと。
 二十一 指定農林物資検査法（昭和二十三年法律第二百十号）の規定に基く指定農林物資の規格を定めること。
 二十二 農業災害に関する再保險事業を行うこと。
 二十三 食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第二百八十二号）に基く農業計画を定めて都道府縣知事に指示すること。
 二十四 農業及び農産種苗の登録を行うこと。

- 二十五 農畜産物及び肥料、農薬その他農畜産業用物の検査を行うこと。
- 二十六 輸出入動植物を検疫し、その輸入場所を制限し、これらのものを消毒し、廃棄し、又は收受も禁止すること。
- 二十七 自然発生を創設するため、農地等を取得し、管理し又は処分すること。
- 二十八 小作園系その他の農地の利用關係の争議の調停に図与すること。
- 二十九 農地の晒格、移動施用及び小作料を統制すること。
- 三十 開拓適地を選定すること。
- 三十一 地主に資金を貸し付けること。
- 三十二 地主に開拓用機械器具及び資材を取得し、管理し及び処分すること。
- 三十三 國營土地改良事業を実施し、これを都道府県に奉記すること。
- 三十四 土地改良事業を行う者に対し補助金を交付すること。
- 三十五 耕地面積及び農作物の作況その他の農林畜水産業に関する報告を繳すること。
- 三十六 農業改良助長法（昭和二十三年法律第二百六十五号）に基き都道府県その他の試験研究機関に對し補助金及び委託金を交付すること。
- 三十七 種畜の検査を行うこと。
- 三十八 農畜及び家きんの労働及び役を制限すること。
- 三十九 獣医师、養蹄師、調教師及び騎手の免許をすること。
- 四十 國營競馬を行うこと。
- 四十一 地方競馬の実施に必要な規程を認可し、又は地方競馬の停止を命ずること。
- 四十二 生糞の検査を行うこと。
- 四十三 農種製造業、製糸業、輸出生糸同屋業及び生糸販売業を許可すること。
- 四十四 登録の予防駆除又は桑苗の検査のために必要な措置を命ぜること。
- 四十五 主要食糧の供出割当を行うこと。
- 四十六 主要食糧を買い入れ、壳り渡し、加工し、交換し、交付し、又は貯藏すること。
- 四十七 主要食糧の晒格を決定すること。
- 四十八 食糧庁の所掌事務に係る團体につき、許可及び認可を與えること。
- 四十九 主要食糧及び飲食料品の検査を行うこと。
- 五十 國有林野の境界を査定すること。
- 五一 國有林野の処分を行うこと。
- 五十二 森林原野の火入及び森林害虫の駆除又は予防に關し都道府縣知事に認可を與えること。
- 五十三 木材、薪炭、加工業^及その他の林産物を検査すること。
- 五十四 森林組合その他の所掌行政に屬する團体に關する許可及び認可を與えること。
- 五十五 民有林の森林治水事業を行うこと。
- 五十六 保育林の輸入及び解除すること。
- 五十七 森林火災保険事業を行うこと。
- 五十八 猛獣駆除の種類、狩獵の区域及び時期を定めること。
- 五十九 國有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水事業を実施すること。
- 六十 木を買入業、木枝又は薪炭を生産し、壳り渡すこと。
- 六十一 薪炭を買入業、壳り渡し、貿易すること。
- 六十二 薪炭を買入業、壳り渡し、貿易すること。

六十三 水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)第二條に規定する権限。

六十四 所掌事務を係る事項の試験研究及び調査を委託し、並びに依頼を受けて試験及び検査を行い、その手数料を徴収すること。

六十五 前各号に掲げるものの外、法律へこれに基く命令を含む。に基き農林省に属せられた権限。

第三章

第二章 本 程

第一節 内部諸局

(内部部局)

第一編 内部諸局

第五條 本省に大臣官房及び左の五局を置く。

農地局

農業改良局

畜産局

蚕糸局

2 農業改良局に統計調査部、研究部及び普及部を、畜産局に競馬部を置く。

第六條 大臣官房に官房長を置く。
(特別な職)

第七條 大臣官房においては、農林省の所掌事務に關じて、左の事務をつかさどる。
(大臣官房の事務)

一 職員の階級、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
大臣の官印及び省印を管掌すること。

三 四 公文書類を接受し、發送し、輸集し、及び保存すること。

五 経費及び收入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に關すること。

國立公文書館

國立公文館
National Archives of Japan

六 国有財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に因すること。

八 行政の考査を行うこと。

九 海外奉公に因すること。

十 こく報に因すること。

十一 法令案の審査その他総合調整に因すること。

十二 農林畜水產物及び農林畜水產業用物資の割当又は配分に関する調整並びにこれらの物資の輸送に関する連絡を行うこと。

十三 資金に関する調査並びに農林中央金庫その他の金融業務を行ふ團体及びこれらの團体の行う金融業務の指導監督を行うこと。

十四 企業の整備及び振興を図ること並びに商工業團体の指導監督を行うこと。

十五 中央卸売市場の指導監督を行うこと。

十六 農村貯蓄整理に因すること。

十七 輸出入に関する連絡調整を図ること。

十八 規格及び検査の調整を図ること。

十九 前各号に掲げるものの外、農林省の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に因すること。

(農政局の事務)

第一 農業行政に関する企画を行うこと。

第二 農業協同組合その他農業に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。

第三 農畜産量に因する奨励及び保険に因すること。

第四 農業天濟保険特別会計の経理を行うこと。

第五 農山漁村の經營改善のためにする農村工業の指導、助成を行うこと。

第六 農業生産物へ蚕糸を除く。以下本條中同じ。の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。へ食糧庁の所掌に屬することを除く。)

第七 農業機具、農機具、農業 その他の農業用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。へ炭酸カルシウム以外の化学肥料及び農機具の生産に因することを除く。)

第八 農産物へ主要食糧を除く。及び農業専用物品の検査に因すること。

第九 病虫害の予防駆除及び輸出入植物の检疫に因すること。

第十 肥料配給公团に因すること。

(農地局の事務)

第一 農地局においては、左の事務をつかさどる。

二 自作農創設特別措置に因すること。

三 農地の移動雇用を統制し、その他農地開拓の調整を図ること。

四 土地開墾、入植及び管轄の指導助成を行うこと。

五 土地の融通を行うこと。

- 第十條 農業改良局においては左の事務をつかさどる。
- 七、自家農耕課特別会計及び國拓者資金融通特別会計の整理を行うこと。
 - 八、國營土地改良事業に關すること。
 - 九、土地改良事業及び土地改良工の指導監督及び助成を行うこと。
 - 十、園藝用機械、器具及び資材の管理あつてに關すること。
 - (農業改良局の事務)
- 第十條 農業改良局においては左の事務をつかさどる。
- 一、農林省の所掌事務に關する統計の企画及び実施についての連絡調整を行うこと。
 - 二、耕地面積及び農作物の作況の調査を行うこと。
 - 三、農村の統計的經濟調査を行うこと。
 - 四、前三号に掲げるものの外、農林畜水産業に関する統計を作成すること。
 - 五、國立国会図書館農林省支部図書館に關すること。
 - 六、農業へ畜産業を含み蚕糸業を除く。以下本條中同じ。)及び農民生産に關する自然科學的試験研究の企画並びに關係試験研究機関が行う當該試験研究の連絡調整を行うこと。
 - 七、農業及び農民生活に關する經濟學的研究の企画及び実施並びに關係研究機関の行う當該研究の連絡調整を行うこと。
 - 八、農業及び農民生活に関する知識の普及交換を図ること。
 - 九、農業改良助長法に基いて、都道府県その他之の試験研究機関の行う試験研究及び普及事業の助成を行うこと。
 - 十、農業及び農民生活に関する試験研究を行ふ者の能力の向上を図ること。
 - 十一、農業及び農民生活に関する知識の普及交換に關する事務に從事する者の能力の向上を図ること。
 - 十二、關係試験研究機関の試験研究の狀況及びその成果を調査すること。
 - 十三、農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務の実施の状況及びその成果を調査すること。
 - 十四、農業及び農民生活に關する試験研究及び知識の普及交換についての資料を收集し、整理し、及び刊行すること。
 - 十五、統計調査部においては、前項第一号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。
 - 十六、統計調査部においては、前項第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる事務並びに第九号及び第十四号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に關する試験研究に關するものもつかさどる。
 - 十七、普及部においては、第一項第八号、第十一号及第十三号に掲げる事務並びに第九号及び第十(畜産局の事務)号に掲げる事務のうち農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關するものもつかさどる。
 - 十八、畜産行政に対する企画を行うこと。
 - 十九、畜産に関する団体の指導監督及び助成を行うこと。
 - 二十、畜産及び家畜の改良及び増殖を図ること。
 - 二十一、畜産物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を行うこと。
 - 二十二、飼料その他の畜産業専用物品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を行うこと。
 - 二十三、畜産農の発達を図ること。
 - 二十四、畜産行政に対する企画を行うこと。
 - 二十五、畜産の調査を行うこと。
 - 二十六、畜産の改良整備を図ること。
 - 二十七、畜産の改良整備を図ること。
 - 二十八、畜産の改良整備を図ること。

農業試驗場
畜產試驗場
農業總合研究所
園藝研究所
農事改良實驗所
固力研究所
蚕絲試驗場
家畜衛生試驗場
肥料檢查所
農藥檢查所
輸出品檢查所
生糞檢查所
動植物檢疫所
農村工葉指導所
農業機械管理所
國營牧野事務所
競馬事務所
高鈴薯原種農場
茶桑種農場
種畜牧場

九　家畜及び家きんの衛生並びに輸出入動物及び高產物の検疫に関すること。

十　獸医師及び裝蹄師の指導監督を行うこと。

十一　國營競馬を実施し、及び地方競馬の指導監督を行うこと。

十二　国营競馬事業特別会計の經理を行うこと。

十三　飼料配給公團に附すること。

（競馬部においては、前項第十一号及び第十二号に掲げる事務をつかさどる）

第十二條　蚕糸局においては、左の事務をつかさどる。

一　蚕糸行政に關する企画を行ふこと。

二　蚕糸及び蚕糸業^專同物の生産、流通及び消費へ増進、改善及び調整を図ること。

三　蚕病の予防を図ること。

四　蚕糸の検査に關すること。

五　蚕糸の需要調査を行ふこと。

六　蚕糸業に関する團体の指導監督及び助成を行うこと。

七　蚕糸に関する試験研究を企画し並びに關係試験研究機関の行う當該試験研究の連絡調整及び蚕糸に関する知識の普及を図ること。

第二節　附屬機關

（附屬機關）

第十三條　第三十五條に規定するものの外、本省に左の附屬機関を置く。

(農事試験場)

第十四條 農事試験場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 農業技術の改善に関する試験
- 二 土じよう、肥料その他農業に関する物質の分析、鑑定及び調査
- 三 種苗の生産及び販布
- 四 農事に関する講習

(農事試験場)

第十五條 農林大臣は、農事試験場の事務を今掌させるため、所要の地に、農事試験場の支場を設けることができる。

第十六條 農事試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(茶業試験場)

第十七條 農林大臣は、茶葉に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の配布を行ふ機関とする。

(園芸試験場)

第十八條 园芸試験場は、園芸に関する試験、分析、鑑定、調査、講習並びに種苗及び標本の配布を行ふ機関とする。

(茶業試験場)

第十九條 茶業試験場の内部組織については、農林省令で定める。

(園芸試験場)

第二十条 園芸試験場は、神奈川県に置く。

外五

3 農林大臣は、園芸試験場の事務を今掌させるため、所要の地に園芸試験場の支場を設けることができる。

4 園芸試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(畜産試験場)

第十七條 畜産試験場は、家畜、家きん、蜜蜂、畜産物、畜力の利用、飼料及びゆう肥に関する試験、調査並びに畜産に関する分析、鑑定及び講習を行ふ機関とする。

第十八條 畜産試験場は、千葉県に置く。

(農業総合研究所)

第十九條 農業総合研究所は、農業に関する經濟上の諸問題の総合的調査研究を行う機関とする。

(開拓研究所)

第二十条 開拓研究所は、左に掲げる事項を行う機関とする。

- 一 土地及び水の農業上の開発利用に関する調査研究

二 開拓地における營農、農業及びしう落に開拓才の調査研究

三 開拓に開拓する技術者の養成

四 開拓に開拓する講習

2 開拓研究所は、東京都に置く。

3 農林大臣は、開拓研究所の事務を分掌させるため、所長の地位に開拓研究所の支所を設けることができる。

4 開拓研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織について、農林省令で定める。

(農事改良実験所)

第二十條 農事改良実験所は、農事の改良に関する実験及び調査を行う機関とする。

2 農事改良実験所の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
札幌農事改良実験所	北海道札幌郡
黒石農事改良実験所	青森縣南津輕郡
盛岡農事改良実験所	盛岡市
古川農事改良実験所	宮城縣志田郡
大館農事改良実験所	秋田縣北秋田郡
山形農事改良実験所	山形市
安積農事改良実験所	福島縣安積郡
石田農事改良実験所	茨城縣新治郡

名 称	位 置
宇都宮農事改良実験所	宇都宮市
前橋農事改良実験所	前橋市
熊谷農事改良実験所	熊谷市
千葉縣農事改良実験所	千葉市
立川農事改良実験所	東京都立川市
長岡農事改良実験所	新潟縣古志郡
富山農事改良実験所	富山市
福井農事改良実験所	福井市
龍王農事改良実験所	山梨縣中巨摩郡
長野農事改良実験所	長野市
群馬農事改良実験所	峠草縣本巣郡
静岡農事改良実験所	愛知縣碧海郡
安城農事改良実験所	安城市
鈴鹿農事改良実験所	鈴鹿市
奈良農事改良実験所	奈良縣高市郡
明石農事改良実験所	明石市
敵擡農事改良実験所	京都府久世郡
猶津農事改良実験所	大阪府中河内郡

朝来農事改良実験所	和歌山縣西牟婁郡
東伯農事改良実験所	鳥取縣東伯郡
出雲農事改良実験所	出雲市
愈歎農事改良実験所	倉敷市
西條農事改良実験所	廣島縣廿日市
房府農事改良實驗所	防府市
勝浦山農事改良実験所	松山市
松山農事改良實驗所	高知縣高岡郡
二日市農事改良實驗所	佐賀市
高田農事改良實驗所	福岡縣筑紫郡
佐賀農事改良實驗所	大分市
熊本農事改良實驗所	熊本市
大分農事改良實驗所	宮崎市
宮崎農事改良實驗所	鹿兒島農事改良實驗所
(肥料検査所)	鹿兒島市

3 農事改良実験所の内部組織については、農林省令で定める。
(蚕糸試験場)

第二十一條 蚕糸試験場は、左に掲げる事項を行ふ機関とする。

一 蚕糸、養蚕、蚕種製造、製糸その他蚕糸業に関する試験及び調査

二 原蚕種の製造及び織布

三 蚕の接觸及び西木の生産及び配布

四 茶葉、繭、楊纖維、製糸用木その他の蚕糸業に関するある物料の分析及び鑑定

五 蚕糸業に関する講習

2 蚕糸試験場

2 農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場又支場を設けることとする。

3 農林大臣は、蚕糸試験場の事務を分掌させるため、所要の地に蚕糸試験場又支場を設けることとする。

4 農畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

3 農林大臣は、家畜衛生試験場の事務を分掌させるため、所要の地に家畜衛生試験場の支場を設けることとする。

4 家畜衛生試験場の内部組織並びに支場の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定める。

(肥料検査所)

第二十三條 肥料検査所は、肥料の検査を行う機関とする。

2 肥料検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	標	位	置
東京肥料検査所		東	京、都
札幌肥料検査所		札	幌市
名古屋肥料検査所		名	古屋市
神戸肥料検査所		神	戸市
福岡肥料検査所		福	岡市

3 肥料検査所の内部組織については、農林省令を定める。

(農業検査所)

第二十四條 農業検査所は、農業の検査を行う機関とする。

(農業検査所)

第二十五條 輸出品検査所は、農林畜水産物及び食料品の検査を行う機関とする。

2 輸出品検査所の名称、位置及び所掌事務は、左の通りとする。

名	株	社	置	所	掌	事	務
輸出肥料品検査所		東	京都	農	林畜	水	産物の検査

内六

輸出農林水産物検査所	東京都	農林畜水産物の検査
------------	-----	-----------

3 農林大臣は、輸出品検査所の事務の一部を分掌せらるため、前要の地に支所又は出張所を設けることができる。

4 輸出品検査所の内部組織並びに支所及び出張所の名称、位置、所掌事務及び内部組織につい

ては、農林省令を定める。

5 輸出品検査所は、輸出品取締法(昭和二十二年法律第二百五十三号)第二条の規定によつて指

定されるもの及び第四條に掲げるものの検査については、通商産業大臣の監督とも受けらるもの

とする。

(生糸検査所)

第六十六條 生糸検査所は、たゞ掲げる事項を行ふ機関とする。

1 生糸へ繭短纖維を含む。以下同じ。)に関する検査

2 生糸の検査及び貯蔵に関する研究及び調査

3 生糸の検査及び整理に関する講習

4 生糸の検査に関する器具、機械その他の物件の検査及び鑑定

5 附屬生糸検査所の管理

2 生糸検査所の名称及び位置は、左の通りとする。

名	株	社	置
横浜生糸検査所		横	浜市

神戸生糞検査所	神戸市
---------	-----

3 生糞検査所の内部組織については、農林省令で定める。
(動植物検疫所)

第二十七條 動植物検疫所は、左に掲げる事項を行ふ機関とする。
一 輸出入植物又は輸入病蟲害虫の検査及び取締並びに病蟲害虫の調査研究
二 輸入家畜その他の貨物に対する家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)に基く検疫入は検査

三 輸出家畜及び畜産物の衛生検査

四 國内産獸毛の消毒

五 家畜防疫上必要な病的材料の検査

六 家畜專用の血清類の保管

2 動植物検疫所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	林	位	置
横浜動植物検疫所	横浜市		
神戸動植物検疫所	神戸市		
門司動植物検疫所	門司市		

3 農林大臣は、動植物検疫所の事務を分掌させるため、所掌の地に、動植物検疫所の出張所を設けることとする。

4 動植物検疫所の内部組織並びに本所の名稱、位置、内部組織及び所掌事務については、農林省令で定める。
(農村工業指導所)

第二十八條 農村工業指導所は、農山漁村の經營改善のために農山漁村における農村土業の調査及び指導を行う機関とする。

2 農村工業指導所の名稱及び位置は、左の通りとする。

名	称	位	置
福井農村工業指導所	福井市		
山形農村工業指導所	新庄市		

3 農村工業指導所の内部組織については、農林省令で定める。
(農業機械管理所)

第二十九條 農業機械管理所は、試験研究のためにする農業機械の製造、改造、修理及び保管並びにその利用の指導及び試験を行う機関とする。

2 農業機械管理所は、神奈川県に置く。

3 農業機械管理所の内部組織については、農林省令で定める。
(国営牧野事務所)

第三十條 国営牧野事務所は、国営牧野の管理を行う機関とする。

2 国營牧野事務所の名並及び位置は、左の通りとする。

名	位 置
厚岸国營牧野事務所	北海道厚岸郡
標津国營牧野事務所	北海道標津郡
美幌国營牧野事務所	北海道美幌町
稚内国營牧野事務所	北海道稚内市
大潟国營牧野事務所	秋田縣大潟郡
大野原國營牧野事務所	岩手縣江刺郡
熱海國營牧野事務所	静岡縣熱海市
大野原國營牧野事務所	愛媛縣上浮穴郡
旭川國營牧野事務所	熊本縣菊池郡
飯野國營牧野事務所	宮崎縣西諸郡

3 国營牧野事務所の内部組織は、農林省令で定める。
(競馬事務所)

岸三十一條 競馬事務所は、競馬法へ昭和二十三年法律第百五十五号に基き国營競馬を実施する機関とする。

2 競馬事務所の名並、位置及び管轄競馬場は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄	競 馬 場
札幌競馬事務所	札幌市	札幌、函館	競馬場

内七

3 競馬事務所の内部組織については、農林省令で定める。
(馬鈴薯原種農場)

第三十二條 馬鈴薯原種農場は、馬鈴薯の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う機関とする。

2 馬鈴薯原種農場の名並及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
東京都競馬事務所	東京都
京都府競馬事務所	京都府
福島、新潟、中山、東京、横浜	福島、新潟、中山、東京、横浜
北海道中天馬鈴薯原種農場	北海道九幌郡
候志馬鈴薯原種農場	北海道虻田郡
勝振馬鈴薯原種農場	北海道湯沢郡
十勝馬鈴薯原種農場	北海道河西郡
上北馬鈴薯原種農場	青森縣上北郡
端良馬鈴薯原種農場	三戸縣三戸郡
八戸馬鈴薯原種農場	長岡縣大曲郡

3 馬鈴薯原種農場の内部組織については、農林省令で定める。
(茶園種農場)

第三十三條 茶園種農場は、茶樹の増殖に必要な種苗の生産及び配付を行ふ機関とする。

2 茶園種農場の名並及び位置は、左の通りとする。

名	称	置
企谷茶原種農場	静岡縣原郡	
奈良茶原種農場	奈良市	

3 茶原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

(種畜牧場)

第34條 種畜牧場は、左に掲げる事項を行う機関とする。

一 農畜、家きん及び蜜蜂の飼養管理及び改良増殖。

二 種畜、種きん、種卵及び蜜蜂の貯蔵並びに種畜の貸付及び種付

種畜の登録

種付事業の指導

有畜體農の奨励

鷄の產卵能力の検定

飼料作物種子及種園の經營

2 種畜牧場の名跡及び位置は、左の通りとする。

名	称	置
日高種畜牧場	北埼道浦河郡	
新冠種畜牧場	北埼道御内郡	

十勝種畜牧場	北海道河東郡
與利種畜牧場	青森縣上北郡
岩手種畜牧場	岩手縣岩手郡
福島種畜牧場	福島縣西白河郡
大宮種畜牧場	大宮市
長野種畜牧場	長野縣北佐久郡
静岡種畜牧場	静岡縣駿東郡
岡崎種畜牧場	岡崎市
中央種畜牧場	兵庫縣揖保郡
高知種畜牧場	高知縣香美郡
熊本種畜牧場	熊本縣菊池郡
宮崎種畜牧場	宮崎縣西諸野
鹿児島種畜牧場	鹿兒島縣姶良郡

- 2 農林大臣は、種畜牧場の事務を介掌させるため、所要の地に種畜牧場の支場を設けることができる。
- 3 種畜牧場の内部組織並びに支場の名跡、仕置及び内部組織については、農林省令で定める。
(その他の附屬機關)
- 第35條 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附屬機関として置かれるものとし、その目的

は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

農林漁業復興金融審議会
農林物資規格調査会
農林金融改善特別融通検討委員会
農業失済保険審査会
中央農業調整審議会
種苗審査会

國務大臣の諮詢に応じ、農林漁業復興資金の融資下回する
重要事項を調査審議すること。
農林大臣の諮詢に応じ、農林畜牧行產物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。
農林中央金庫特別融通及損失補償法へ昭和七年法律第三十二
号)、農村負債整理組合法へ昭和八年法律第二十一号)、農村
負債整理資金特別融通及損失補償法へ昭和十一年法律第七十
七号)又は臨時農村負債整理法へ昭和十二年法律第六十五号
)による特別融通によつて市町村、農林中央金庫、日本勧業
銀行、農工銀行又は北洋道拓殖銀行の受けた損失及びその額
を決定すること。
農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)により政
府の行う再保險に関する事項を審査し、並びに農林大臣の諮詢
に応じて農業災害の発生予防及び防止その他農業災害補償に
関する事項を調査審議すること。
農林大臣の諮詢に応じて、主要食糧農產物についての農業計
画その他の食糧確保臨時措置法の施行に関する重要な事項を審議
すること。
農産種苗法(昭和二十二年法律第八十号)の規定による種苗
の名稱の登録及びその取消を審査すること。

農業審査会
輸出入植物検疫審議会
（十二号）に規定する権限を行うこと。

農林大臣の諮詢に応じ、輸出入植物の検査の方法その他輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）の施行に関する重要事項を調査審議すること。

農産物規格審議会
農産物の規格の審査その他指定農林物質検査法（昭和二十三年法律第二百十号）に規定する権限を行うこと。

農機具審議会
農機具の検定を行い及び優良農機具の普及奨励等に関する事項を調査審議すること。

肥料取締審議会
農林大臣の諮詢に応じ、肥料取締に関する重要な事項を調査審議すること。

中央農地委員会議
農地調整法（昭和二十三年法律第六十七号）その他の法令によりその権限に屬させた事項を處理し、及び農林大臣の諮詢に応じて農地に関する重要な事項を調査審議すること。

中央開拓審議会
農林大臣又は中央農地委員会議の諮詢に応じて、開拓者寄金融通法（昭和二十三年法律第六号）の施行その他開拓に関する重要な事項を調査審議すること。

農業機械化審議会
農林大臣の諮詢に応じ、農業の機械化に関する重要な事項を調査審議すること。

農業電化審議会

農業負担合理化審議会	審議すること。
中央作風決定審議会	農林大臣の諮詢に応じて、主食食糧の作風決定に関する審議を調査審議すること。
畜産審議会	農林大臣の諮詢に応じて、畜産に関する審議を調査審議すること。
獸医師免許審議会	獸医師試験を実施し、その他獸醫師に関する重要事項を調査審議すること。
競馬審議会	競馬法（昭和十五年法律第八十九号）に基く競馬試験に関する事務をつかさどること。
蚕糸調査会	農林大臣の諮詢に応じて、国営競馬の運営並びに競争及び異議の裁決に関する重要な事項を調査審議すること。
生糸向屋中央審議会	農林大臣の諮詢に応じて、蚕糸業に関する重要な事項を調査審議すること。
資材物資割当配給審議会	農林大臣の諮詢に応じて、輸出生糸向屋及び生糸敗毫業者の許可等に関する事項を調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機構の組織、前審事務及び冬夏その他の職員については、他の法律へこれを基く命令を含む。)に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第三條 本省に、たゞ地方支分部局を置く。

農地事務局

資材調整事務所

作物報告事務所

第一款 農地事務局

(所掌事務)

第三十七條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、尤に掲げる事務を分掌する。

- 一 合作農創設特別措置に関すること。
- 二 農地の移動使用を統制し、その他農地開拓の調整を図ること。
- 三 開拓適地を調査し、その開拓計画を樹立すること。
- 四 用耕、入植及び營農の指導助成を行うこと。
- 五 開拓者資金の融通を行うこと。
- 六 国营土地改良事業に関すること。
- 七 土地改良事業の指導監督及び助成を行うこと。
- 八 開拓用機械、器具及び資材の管理あつ旋に開拓すること。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 農地事務局の名称、位置及び管轄区域は、

名 称	位 置	管 薩	管 薩
仙台農地事務局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京農地事務局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
金沢農地事務局	金沢市	新潟県、富山県、石川県、福井県	新潟県、富山県、石川県、福井県
京都農地事務局	京都市	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県
岡山農地事務局	岡山市	鳥取県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	鳥取県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
熊本農地事務局	熊本市		

(内部部局)

第三十九條 農地事務局に、官房の外主の三部を置く。

農地部
開拓部
土地改良部

内九

2 前項に定めるもの外、農地事務局の内部部局の組織については、農林省令で定める。
(~事務所及び事業所)

第四十條 農林大臣は、局務の一部署を掌せしめたるため、所要の地に、農地事務局の事務所及び事務所を設けることができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織については、農林省令で定める。

(附属機関)

第四十一條 農地事務局の附屬機関として、地方農業機械管理所を置く。地方農業機械管理所は、農業機械の管理利用及びその指導を行う機関とする。

2 地方農業機械管理所の名称、位置及び内部分組織については、農林省令で定める。
(第二款 資材調整事務所)

(附掌事務)

第四十二條 資材調整事務所は、農林省の附掌事務のうち農林畜水産物及び農林畜水産業用物資の割當及び配分に関する調整、これらの物資の輸送の連絡並びに資金の調整に関する事務を掌する。

2 資材調整事務所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。
(出張所)

第四十三條 農林大臣は、所管の一部を分掌させるため、所要の地に、資材調整事務所の出張所を設置することができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部分組織については農林省令で定める。

第三款 作物報告事務所

(附) 第二章 外局

36

第四十四條 作物報告事務所は、本省の所掌事務のうち、耕地面積及び農作物の作況の調査並びに農村における統計的經濟調査に関する事務を分掌する。

2 農林大臣は、前項の一部を分掌せしるため、所要の地に作物報告事務所の出張所を設けることができる。

3 作物報告事務所及び出張所の名稱、位置、管轄区域及び内訳組織については、農林省令で定める。

(附) 附屬機関

第四十五條 作物報告事務所の附屬機関として、作況報告審議会を置く。作況報告審議会は作物報告事務所長の諮詢に応じ、農作物の作況に關し、調査審議することを目的とする機関とする。

2 作況報告審議会の名稱、位置、内部組織及び委員その他の職員については、政令で定める。

ト九 外の一

第二章 外局

(外局の設置)

第四十六條 國農行改組法第三條第二項の規定に基いて農林省に置かれる外局は、たゞ通りとする。

食糧庁

林野庁

水産庁

第一節 食糧庁

第一款 範例

(食糧庁の任務及ぶ長)

第四十七條 食糧庁は、主要食糧の國庫官理並びに穀食料品及び油脂の生産、流通及び消費の調整を行うことを主とする任務とする。

又 食糧庁は、食糧庁長官を長とする。

(食糧庁の権限)

第四十八條 食糧庁は、その所掌事務を遂行するため、第四條第一号から第十六号まで、第四十
五号から第四十九号まで及び第五十号以上に掲げる権限を使用する。

37

第二款 内 部 部 局

(内部部局)

第四十九條 食糧庁に左の四部を置く。

経理部

義務部

食糧部

食品部

(義務部の要務)

第五十條 義務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、主要食糧、飲食料品及び油脂の生産、流通、消費及び管理に関する企画を行ふこと。
- 二、主要食糧、飲食料品及び油脂の需給の総合調整を行ふこと。
- 三、主要食糧、飲食料品及び油脂の輸出入の調整を行ふこと。
- 四、主要食糧の価格に関する連絡調整を行うこと。
- 五、主要食糧、飲食料品及び油脂に関する団体、指導監督及び助成を行ふこと。
- 六、主要食糧及び飲食料品及び油脂の検査を行うこと。
- 七、主要食糧及び飲食料品の試験研究を行うこと。

附り一

八、食糧配給公團、食料品配給公團及び油糧配給公團に關すること。

九、前各号に掲げるものの外、食糧庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に屬しすり等務に關すること。

(経理部の事務)

第五十一條 経理部においては、食糧管理特別会計の經理をつかさどる。

(食糧部の事務)

第五十二條 食糧部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、主要食糧の集荷、貯蔵、消費その他需給の調整を行ふこと。
- 二、主要食糧の輸出入の統制を行うこと。
- 三、主要食糧の集荷、配給、加工等の業務の発達、改善及び調整を行ふこと。
- 四、食品部の事務。

第五十三條 食品部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、飲食料品及び油脂の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を行ふこと。
- 二、飲食料品及び油脂の生産、流通等に関する義務の発達、改善及び調整を行ふこと。

第三款 附 屬 機 關

(食糧研究所)

第五十四條 第五十五條に規定するものの外、食糧庁に附屬機関として食糧研究所を置く。

又、食糧研究所は、だれかの筆頭を行う機関とする。

一、食糧資源の利用、食糧の加工、貯蔵等に関する試験研究及び調査

二、食糧に関する分析、鑑定及び検定。

三、試験研究のため製造し又は加工した製品及びその原料又は材料の配付

四、食糧の利用、加工及び貯蔵等に関する講習

3 食糧研究所は、東京都に置く。

4 食糧研究所の内部組織については、農林省令で定める。

(その他他の附屬機関)

第五十五條 食糧庁の附屬機関として工業食糧規格審議会を置く。工業食糧規格審議会は、工業食糧の規格の審査その他の指定農林物資検査法の規定による権限を行ふことを目的とする機関とする。

又、工業食糧規格審議会については、指定農林物資検査法の定めるところによる。

第四章 地方支分部局

(食糧事務局)

第五十六條 食糧庁は、地方支分部局として、食糧事務局を置く。

八 食糧事務

第五十七條 食糧事務所は、食糧庁の所管事務を分掌する。

又、農林大臣は、前項の事務の外、食糧事務所に農林産物の検査に関する事務をつかさどらせるべくしきである。

3 食糧事務所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

(支前及び出張所)

第五十八條 農林大臣は、前項の一部を分掌させたため、前項の地に食糧事務所の支前及び出張所を設け得ることを許す。その名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第二節 林野庁

第一款 総則

(林野庁の任務及び長)

第五十九條 林野庁は、国有林等及び公有林野並行造林地の管理及び経営、民有林野の開拓する指導監督、林産物の生産・流通及び消費の調整及び地林業の発達改善に関する事務を行ふことを主たる任務とする。

又、林野庁は、林野庁長官を長とする。

(林野庁の権限)

第六十條 林野庁は、その所掌事務を遂行するため、第四編第一号から第十六号まで、第五十一号から第六十二号まで及び第三十五号に掲げる権限を行使する。
〔第六四号及第六五号〕

第二款 内部部局

(内部部局)

第六十一條 林野庁に、左の三部を置く。

林政部

指導部

業務部

(林政部の事務)

第六十二條 林政部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、林業行政に関する企画を行うこと。
- 二、林業に関する総合調整を図ること。
- 三、国有林野の管理及び公私分並びに公有林野官行造林地の管理に関すること。
- 四、木材、薪炭、其の他の林産物及び加工炭の生産、流通、消費の推進、改善及び調整を図ること。

丙の二

658

(指導部の事務)

第六十三條 指導部においては、次の事務をつかさどる。

- 一、国有林野及び民有林野の整備並地計画及び経営計画に關すること。
- 二、民有林野の造林、營林及び治水に關すること。
- 三、保育林に關すること。
- 四、森林火災園芸保護に關すること。
- 五、森林火災園芸保険特別合計の經理を行うこと。
- 六、林業に関する試験、研究及び調査を企画し並びに関係試験研究機關の行う当該試験研究の連絡調整を國林業技術の改良発達及び普及を図ること。
- 七、野生鳥獣の保護繁殖を図り、特種の取締を行ふこと。
- 八、業務部の事務

第六十四條　農務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一、國有林野及び公有林野官行造林地の造林、營林及び治水に関する事。
- 二、國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品の販賣すること。
- 三、林立木の取扱、加工及び分配に因すこと。
- 四、薪炭の買入、売出等の業務に向すること。
- 五、國有、野草業特別金計及び薪炭需給調節特別会計の至理を行ふこと。

第三款 附屬機關

(林業試験場)

第六十五條　第六十六條に規定するものの外、林野庁の附屬機関として林業試験場を置く。

又、林業試験場は、林業に関する試験、分析、鑑定、調査及び講習並びに種苗及び標本の配付を行う機関とする。

3 林業試験場は、東京都に置く。

4 農林大臣は、林業試験場の業務を介掌させるため、所要の七社林業試験場の支場及び分場を設けることができる。

5 林業試験場の内部組織並びに支場及び分場の名稱、位置及び内部組織については、農林省令で定めろ。

(その他の附屬機関)

第六十六條　左の上欄に掲げる機関は、林野庁の附屬機関として置かれるものとし、目的は、次の各項下揃り記載する通りとする。

種類	目	的
社寺保管林分審査会	農林大臣の認可を受けて、社寺等に無償で貸し付けてある財産の処分に関する法律(昭和廿二年法律第亜十二号)の規定によつてその権限に属させず、其項を調查審査すること。	
森林火災園地保険審査会	林産物の規格の審査などの地點走農林物資検査法に規定する権限を行うこと。	
地方森林公会	森林火災園地保険法(昭和十二年法律第ニ五〇号)により森林火災園地保険に関する事項を審査すること。	

又、社寺保管林分審査会、林産物規格審議会、森林火災園地保険審査会及び地方森林公会について、それらが社寺等に無償で貸し付けてある財産の処分に関する法律、地點走農林物資検査法、森林火災園地保険法及び森林法の走めるところによる。

第四款 地方支分部局

(地方支分部局)

第六十七條 林野庁に左の地方支分部局を置く。

營林局

營林署

木炭事務所

(營林局)

第六十八條 营林局は、林野庁の所掌事務のうち左に掲げるものを分掌する。

- 一 國有林野及び公有林野官行造林他の管理經營を行うこと。
- 二 民有林野の營林指導並びに森林治水事業に關すること。
- 三 國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品に關すること。
- 四 立木の取扱、加工及び処分に関すること。
- 五 营林署を指揮監督すること。

(名稱、位置及公管轄区域)

第六十九條 营林局の名稱、位置及び管轄区域は左の通りとする。

内之三

名稱	位置	管轄	区域
旭川營林局	北海道上川郡	北海道	
		上川郡(石狩國)・宗谷郡	
		利尻郡	天鹽郡
		中川郡(天鹽國)・吉前郡	礼文郡
		勇払郡	枝幸郡
	旭川市	留萌郡	上川郡(天鹽國)
	空知郡の一部	增毛郡	
	勇払郡の一部		
北見營林局	北海道北見市	北海道	
		北見市	紋別郡
		網走市	常呂郡
			斜里郡
帶広市	北海道	目梨郡	糠津郡

名 称	位 置	管 轄	区 域	成
苗広營林局	北海道苗広市	野村郡 厚岸郡 釧路郡 足寄郡 河東郡 廣尾郡	根室郡 川上郡 阿寒郡 中川郡（十勝國） 上川郡（十勝國） 河西郡	花咲郡 釧路郡 白糠郡 十勝郡
札幌營林局	北海道札幌市	札幌市 空知郡の一部 岩見沢市 沙流郡 勇払郡の一部 新居郡 静内郡	浜益郡 樺戸郡 厚田郡 夕張郡 夕張市 石狩郡 夕張郡 夕張市	
亞館當林局	北海道亞館市	三石郡 幌泉郡 小樽市 余市郡 穂釧郡 虻田郡 有珠郡 幌列郡 奥尻郡 山越郡 龟田郡 松前郡	浦河郡 千歳郡 高島郡 忍路郡 美園郡 古宇郡 琴谷郡 至蘭市 大幡郡 爾志郡 上磯郡 桧山郡	様似郡 小樽郡 歌斐郡 寿都郡 糠糚郡 久遠郡 兼部郡

		東京官林局	東京郡	東京都
		千葉縣	靜岡縣	茨城縣
		吉田郡	芳賀郡	神奈川縣
		佐木縣	新潟縣	山梨縣
		長野縣	中魚沼郡の一部	埼玉縣
		長野營林局	長野縣西筑摩郡	高崎市
		岐阜縣	恵那郡の一部	大野郡
		愛知縣	富山縣	高市
		岐阜縣		
		吉城郡		
		益田郡		
		大野郡		
		高市		

2

青森營林局	秋田營林局	青森縣 青森市	青森縣
秋田縣 秋田市	秋田縣	秋田縣	岩手縣
群馬縣	福島縣	福島縣	岩手縣
新潟縣 の内	新潟縣	新潟縣	宮城縣
岩船郡	北蒲原郡	北蒲原郡	仙台市 (舊木彌八町飯郡を除く)
折瀬市	東蒲原郡	東蒲原郡	
西蒲原郡	中蒲原郡	中蒲原郡	
古志郡	三條市	三條市	
刈羽郡	南蒲原郡	南蒲原郡	
中魚沼郡 の一部	長岡市	長岡市	
南魚沼郡	北魚沼郡	北魚沼郡	
中頸城郡	柏崎市	柏崎市	
高田市	東頸城郡	東頸城郡	
佐渡郡	西須城郡	西須城郡	

名 称	位 置	管 轄
名古屋營林局	愛知縣名古屋市	濃那郡の一一部
		加茂郡
		本郷郡
		可児郡
		岐阜市
		大垣市
		養老郡
		不破郡
		海津郡
大阪營林局	大阪府 大阪市	大阪府
		滋賀縣
		和歌山縣
		山口縣
		高知縣
		熊本縣
		大分縣
		宮崎縣
高知營林局	高知縣 高知市	高知縣
		鳥取縣
		島根縣
		吉野縣
		佐賀縣
		長崎縣
熊本營林局	熊本縣 熊本	石川縣
		京都府
		奈良縣
		兵庫縣
		東近畿
		三重縣
		福井縣
		滋賀縣
		香川縣
		愛媛縣
		高知縣
		鹿児島縣

- 又 前項の表に掲げる管轄区域中、郡の一部としてある地域は、農林大臣が走める。
- 3 林産物の運搬設備その他第一項の二以上の管林局の管轄区域にわたり經營することを要する事務に関しては、農林大臣がその管轄局を指走することとする。
- 4 林産物の運搬設備の管理その他特別の必要なときは、農林大臣は、管林署の所掌事務の一部を管林局に行かせ又は管林局の所掌事務の一部を管林署に行わせることができること（内部部局）
- 第七十條 管林局は在り、三部を置く。
- 事務部
- 経営部
- 事業部
- 又 前項に定めるものの外、管林署の内課部局の組織の細目については、農林省令で定める。
- （管林署）
- 第七十一條 管林署は、林野庁の所掌事務から、左の各号に掲げる事務を分掌する。
- 一 國有林野及び公有林野官行造林地の管林を実施すること。
 - 二 民有林の管林を指導すること。
 - 三 國有林野及び公有林野官行造林地の產物及び製品の生産及び処分を行うこと。

四、立木の取扱、加工及び処分を行うこと。

又、官林署の名様、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

3、林産物の運搬設備の管理その他二以上の官林署の管轄区域にわたる等項に関する事務を司らし、官林局長、その管轄署を指定することが出来る。

（木炭等務所）

第七十二条 木炭等務所は、林野庁の竹筈等務のうち薪炭の買入、壳炭等に因する等務を分掌する。

又、木炭等務所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

（出張所）

第七十三条 農林大臣は、前項の一項を分掌させるため、前項の地に、木炭等務所の出張所を設けることができる。

又、出張所の名稱、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三節 水産庁

（水産庁）

第七十四条 水産庁の組織、所掌事務及公權限は、水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の定めるところによる。

第四章 新職員

（職員）

第七十五条 農林省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國務公務員法の定めるところによる。

（定員）

第七十六条 農林省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第五章 公團

（設置）

第七十七条 農林省に置かれる公團は、次の通りとする。

食糧配給公團

肥料配給公團

食料品配給公團

油糧配給公團

又、食糧配給公團、肥料配給公團、食料品配給公團、油糧配給公團及び油糧配給公團に關しては、

それがれ、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）、肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七

十一号）、肥料販賣公團法（昭和二十二年法律第二百一号）、飼料販賣公團法（昭和二十二年法律第二百三号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第七十八條 この法律は、昭和二十四年六月一日より、施行する。

（閣係法令の廢止）

第七十九條 在の法律、勅令及び政令は廢止する。但し、法律へこゝに基く命令を含む。」に列段の定のある場合を除く外、従前の機関及び職員はこの法律に基く相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

農業改良局設置法（昭和二十三年法律第二百六十三号）

農業改良局設置法施行令（昭和二十三年政令第ニ百二十一号）

農林省官制（昭和十八年勅令第百二十一号）

農林部内臨時職員等設置制（昭和十八年勅令第百二十二号）

食糧管理局官制（昭和十六年勅令第百三十三号）

林野局官制（昭和二十二年勅令第百四四号）

トヨタ

- 營林局署官制（大正十三年勅令第三百六十六号）
- 農事試驗場官制（明治二十六年勅令第十八号）
- 茶葉試驗場官制（大正八年勅令第五十八号）
- 園芸試驗場官制（大正十年勅令第百三号）
- 畜產試驗場官制（大正五年勅令第十九号）
- 蚕糸試驗場官制（大正三年勅令第百十三号）
- 家畜衛生試驗場官制（昭和三十二年政令第百六十号）
- 農業綜合研究所官制（昭和二十一年勅令第五百八十三号）
- 開拓研究所官制（昭和二十一年勅令第五百八十四号）
- 食糧研究所官制（昭和二十二年勅令第百四十号）
- 生糞堆肥所官制（明治四十年勅令第百七十号）
- 種畜牧場官制（大正十一年勅令第二百七十八号）
- 林業試驗場官制（大正十一年勅令第百五十号）
- 蚕糸調查会官制（昭和二十一年勅令第百六十四号）
- 獸醫師試驗委員會官制（昭和十四年勅令第六百十二号）

又 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではなし

○○○理○由

國家行政組織法の施行に伴い、農林省設置法を制定する趣意がある。これが、この法律案を提出する理由である。

667

